



ドイツ会計の基礎

Deloitte GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
2016年9月



Contents

第一部	ドイツ会計基準の基礎と、日本基準並びにIFRSとの差異	3
第二部	ドイツ会計基準のアップデート	22

第一部

ドイツ会計基準の基礎と、日本基準並びにIFRSとの差異

ドイツの会計制度

ドイツの企業会計制度はドイツ商法（HGB）を基礎とする

- 会計帳簿（ドイツ語・英語他、現在利用されている言語）
- 年度決算書（ドイツ語・通貨ユーロ）
 - 貸借対照表（Bilanz/Balance Sheet）
 - 損益計算書（Gewinn-und Verlustrechnung/Profit and loss statement）
 - 注記（Anhang/Notes）
- 状況報告書（Lagebericht/Management Report）
 - ※商法上の中・大会社のみ作成
- 詳細な取り扱いについては、「Kommentar」（法律などに対して逐条解説を施した文書）による解釈が必要となることが多い。

ドイツ商法上の会社区分

ドイツ商法上、企業は規模に応じて4区分され、
取り扱いが異なる

(千ユーロ)

	極小会社	小規模会社	中規模会社	大規模会社
売上高	700以下	700超 ～12,000以下	12,000超 ～40,000以下	40,000超
総資産	350以下	350超 ～6,000以下	6,000超 ～20,000以下	20,000超
従業員(年平均)	10人以下	10人超 ～50人以下	50人超～250人以下	250人超
法定監査義務	なし	なし	あり	あり

- 会社規模の判断
 - 上記3基準のうち、2年連続して2つ以上を満たした場合に、その年度より当該会社区分となる
 - 法定監査義務も同様に判断する
- 新設会社の場合
 - 設立初年度において該当する会社区分により判断する
 - 法定監査義務も初年度より生じる可能性あり

ドイツ商法上の決算書作成及び開示義務

前頁に記載の会社区分に応じて、決算書作成及び開示義務が定められる

	極小会社	小規模会社	中規模会社	大規模会社
年度決算書	要（簡素化）	要	要	要
状況報告書	不要	不要	要	要
作成期限	6ヶ月	6ヶ月	3ヶ月	3ヶ月
社員総会承認期限	11ヶ月	11ヶ月	8ヶ月	8ヶ月
電子官報開示※	－	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月

- 書類の保存期間
 - － 会計帳簿、決算書 10年
 - － 記帳証憑（請求書等 - 会計記帳に直接関連する書類） 10年
 - － ビジネス文書（注文書等 - 会計記帳に直接関連しない書類） 6年
- 極小規模会社は、一定の要件を満たすと注記の作成を免除することができる。また、報告は貸借対照表のみ。一方で、電子官報当局に「極小規模会社の簡素化規定を適用したい」と通知をすることが必要。
- ※電子官報開示
提出された財務情報は一般公開されており、www.unternehmensregister.de のサイトにて閲覧可能
提出義務違反に対して、連邦法務省は上限€25,000 までの罰金を課することができる

ドイツ商法上の連結決算書作成義務

一定規模以上の企業は連結決算書作成義務あり

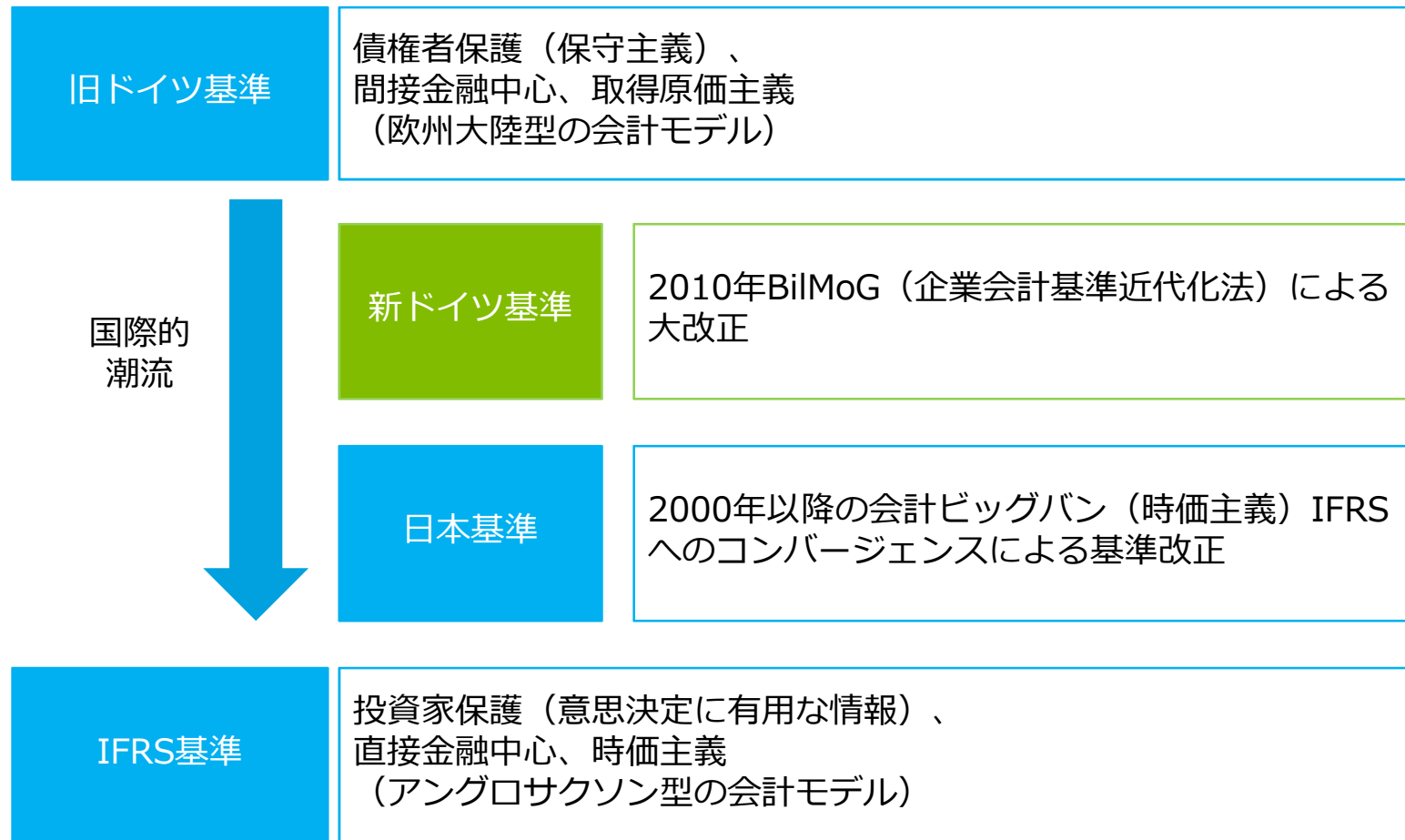
(千ユーロ)

	単純合算ベース	連結ベース
売上高	48,000超	40,000超
総資産	24,000超	20,000超
従業員(年平均)	250人超	250人超

- 連結決算書作成義務の判断（前述の会社規模判断と同様）
 - 上記3基準のうち、2年連続して2つ以上を満たした場合に、その年度より当該会社区分となる
 - 法定監査義務が発生する
- 連結決算書作成義務の免除規定
 - ドイツ法人の子会社に重要性が無い場合
 - ドイツ法人の親会社が、ドイツ法人およびその子会社の財務数値を包含する連結決算書（監査済み）を作成、開示している場合、ドイツ国内における一定の開示要件を満たすことで免除できる場合がある

ドイツ会計の根本的思想

国際的な潮流に合わせて変化しつつも、旧来型の「債権者保護（保守主義）」の思想が残っている



ドイツ会計基準－主要な差異項目

日本会計基準及びIFRSとの比較において主要な論点は次のとおり（詳細後述）

No.	項目	主な論点
1.	棚卸資産	後入先出法の可否 低価法における再調達価額
2.	有価証券、デリバティブ	時価による含み益の認識可否
3.	有形固定資産	減価償却の実務慣行（税法規定の利用） 資産除去債務（解体撤去費用等） 減損会計
4.	研究開発費	自己創設無形固定資産
5.	のれん	期間償却の実施
6.	税効果会計	繰延税金資産の計上オプション、繰延税金負債の計上義務
7.	引当金	退職給付引当金 貸倒引当金 有給休暇引当金 ドイツ基準でのみ計上される引当金
8.	収益認識基準	「財貨の移転又は役務の提供の完了」と、「対価の成立」 工事進行基準
9.	外貨建項目の換算	期末為替換算差損益の認識
10.	その他	売上割引、仕入割引

注 当資料では、現在の実務において一般的と考えられる会計基準の相違点について記述しているものであり、会計基準の相違点を網羅的に整理したものにはなっておりません。内容については一般参考資料として要約して記載しておりますので、実務上の判断については、基準書原文をご参照いただくとともに、専門家に相談されることをお勧めいたします。

2016年9月 ドイツ会計の基礎

1. 棚卸資産

期末評価について、ドイツ基準は日本基準よりも保守的になっている

日本基準	- 認められる原価算定方式 － 個別法、先入先出法、平均原価法、（売価還元法） - 棚卸資産の期末評価 － 期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする
ドイツ基準	- 認められる原価算定方式 － 個別法、先入先出法、後入先出法、移動平均法 - 棚卸資産の期末評価 － 期末における取得原価、売却価値又は再調達価額のいずれか低い金額をもって貸借対照表価額とする
IFRS	- 原価算定方式、期末評価について日本基準と近似 - 親会社がIFRSを適用している場合、原価算定方式をグループでどのように統一するかが論点になることがある

2. 有価証券、及びデリバティブ（評価規定）

ドイツ基準では、一般事業会社の場合、時価評価による含み損のみ認識し、含み益は認識しない

日本基準	- 有価証券評価区分：保有目的に応じて評価方法が区分される – 売買目的 時価評価により含み損益を認識 – 満期保有目的 取得原価を基礎とする – 子会社及び関連会社株式 取得原価を基礎とする – その他有価証券 時価評価による評価差額を純資産の部に計上、又は時価が取得原価を下回る銘柄についてを当期の損失として処理する - デリバティブ – 時価評価により、原則として含み損益を認識
ドイツ基準	- 有価証券評価区分：短期投資と長期投資の2つに区分される – 短期投資有価証券 低価法により市場価格まで簿価を切り下げ（含み益は認識されない） – 長期投資有価証券 取得価額により処理され、価値の減少が一時的でない場合に減損する - デリバティブ – 低価法により含み損を引当計上（含み益は認識されない）
IFRS	有価証券の分類、測定及び表示等に関し、日本基準及びドイツ基準と異なる定めがあるが、ドイツ子会社において影響は少ないと想定される

3(1). 有形固定資産（減価償却）

日本、ドイツとも税法基準を用いることが多いが、税法基準が異なる

日本基準	- 減価償却は、合理的に決定された一定の方式に従う。耐用年数は経済的使用可能予測期間に見合ったものでなければならない。 - 実務上は・・・ - 償却方法：多くの企業が法人税法の規定に従っているのが現状（建物は定額法、その他は定率法を採用する企業が多い） - 見積り耐用年数：多くの企業が法人税法の規定に従っているのが現状 - 金額的重要性が低い場合（法人税法に合わせて10万円以下等）は、費用処理することが多い
ドイツ基準	- 合理的な経済的耐用年数、経済的便益の消費に応じた償却方法 - 実務上は・・・ - 償却方法：多くの企業が法人税法の規定に従っているのが現状（定額法が多い） - 見積り耐用年数：多くの企業が法人税法の規定に従っているのが現状 - 金額的重要性が低い（法人税法に合わせてEUR410以下の場合等）は、費用処理することが多い
IFRS	親会社がIFRSを適用している場合、減価償却方法、耐用年数等をグループでどのように統一するかが課題になることがある

3(2). 有形固定資産（資産除去債務、減損）

ドイツ基準では資産除去債務相当額は一括費用処理。また減損損失の戻入が認められる

日本基準	- 解体撤去費用等に係る法的債務の会計処理 - 資産除去債務として、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上し、同額を有形固定資産の取得価額に含める - 減価償却を通じて耐用年数に渡って費用配分される - 減損会計 - 詳細な基準あり - 割引前CFで減損の可否を判定。割引後CFによって減損損失の金額を測定 - 翌事業年度以降における減損損失戻入は禁止
ドイツ基準	- 解体撤去費用等に係る法的債務の会計処理 - 詳細規定なし（一般的な負債性引当金の計上基準による） - 引当金の認識時に費用処理される - 減損会計 - 詳細な基準は無いが通常はIFRSに準じて処理する - 割引後CFによる減損判定、損失金額測定 - 翌事業年度以降における減損損失の戻入が認められる
IFRS	- 解体等にかかる法的な債務の会計処理について日本基準と類似 - 減損損失は割引後CFによる減損判定、一定の状況において減損損失の戻入が要求される

4. 研究開発費（自己創設資産）

ドイツ基準では開発局面以降におけるコストについて無形固定資産を計上できる

日本基準	- 自己創設無形資産 - 研究開発費 「研究」および「開発」の局面で発生するコストは全て発生時に費用処理される - 自社利用ソフトウェア ソフトウェア制作費のうち、「研究開発費」に該当せず、将来の収益獲得又は費用削減が確実であるものについては、資産計上しなければならない
ドイツ基準	- 自己創設無形資産 - 研究開発費 「研究」におけるコストは全て発生時に費用処理される 「開発」以降におけるコストは、一定の要件を満たすものについて、資産計上することができる（容認規定） - 自社利用ソフトウェア、自社利用ソフトウェア以外 個別の取り扱いルールはない
IFRS	「開発」以降におけるコストは、一定の要件を満たすものについて、資産計上しなければならない

5. のれん

ドイツ基準では、実務上5年間で償却をすることが多い

日本基準	• 「のれん」の償却 – 20年以内の効果の及ぶ期間に渡って定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する – 減損の兆候がある場合には減損損失を認識するかどうかの検討が求められる • 負の「のれん」 – 識別可能資産及び負債が把握されているか等見直しを行い、それでもなお負ののれんが生じる場合には、発生時に収益認識する場合がある
ドイツ基準	• 「のれん」の償却 – 日本基準と同様（効果の及ぶ期間に渡って定額法その他の方法により償却）であるが、経済的耐用年数が合理的に算定できない場合は10年のみなし耐用年数を使用する – 償却期間について、注記での説明が求められる • 負の「のれん」 – 発生時には負債として認識 – 発生原因（将来の収益悪化予測、特定の損失発生予定など）の実現に応じて取り崩しを行う
IFRS	• 規則的な償却は行わず、減損の兆候の有無によらず每期必ず減損テストを実施 • 負の「のれん」は発生時に収益認識

6. 税効果会計

ドイツ基準では、繰延税金資産の計上は任意であり、実務上かなり保守的に運用されている

日本基準	一時差異に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しなければならない
ドイツ基準	回収可能性が認められる繰延税金資産について、計上が許容される（任意）（繰延税金負債の計上は義務）
IFRS	日本基準及びドイツ基準と異なる定めがあるが、ドイツにおいては一般的に一時差異が少ないため、影響は少ないものと想定される

7(1). 退職給付に係る債務

ドイツ基準では、割引率及び数理計算上の差異の取り扱いが簡便的になっている

日本基準	- 退職給付債務 - 退職給付債務は退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する - 割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定し、退職給付支払いごとの支払見込期間を反映するものでなければならない - 数理計算上の差異等の処理方法 - 予想される退職時から現在までの平均的な期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する
ドイツ基準	- 退職給付債務 - 年金数理計算により算定される - 現在価値への割引計算には、債務の支払期間に対応する、ドイツ中央銀行が公表する過去7年間の平均市場利子率を利用する - 数理計算上の差異等の処理方法 - 発生した期に全額損益処理される
IFRS	数理計算上の差異について費用処理を行わない、割引率についても報告期間末日の優良社債の市場利回りをを用いる等、日本基準及びドイツ基準と多くの点で異なるため、留意が必要

7(2). その他引当金

ドイツ基準では、実務上日本基準に比べて保守的な引当金の計上が求められる

日本基準	- 貸倒引当金 - 一般債権（経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権）については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する - 有給休暇引当金 - 明確なルールは無く、引当計上する実務慣行もない
ドイツ基準	- 貸倒引当金（売掛金と相殺表示する） - 基本的に日本基準と同様であるが、過去の貸倒実績が無い場合でも保守的に債権の一定割合（例えば1%）を引当計上する実務慣行がある - 有給休暇引当金 - 詳細なルールは無いが、法的な債務であるため、引当計上される（IFRSと同じ）
IFRS	- 貸倒引当金について日本基準及びドイツ基準と異なる定めがあるものの、結果は日本基準と近似することが多い - 有給休暇引当金の取り扱いは日本基準と異なり明確なルールが存在する

8. 収益認識

ドイツ基準では、リスクと経済価値の移転に応じて判定するが、保守的に運用される傾向にある

日本基準	• 認識基準 – 「財貨の移転又は役務の提供の完了」と、「対価の成立」が要件（実現主義の原則） – 実務上は引渡基準や検収基準等がある • 工事契約 – 工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する
ドイツ基準	• 認識基準 – リスクと経済価値の移転、信頼性を持って収益金額が測定可能、経済的便益が流入する可能性が高い、等により総合的に判断される – 実務上は契約書の記載条件（インコタームズなど）により判断される • 工事契約 – 長期工事契約は完成基準が原則であり、工事進行基準は原則認められない
IFRS	• 認識基準 – 収益認識に関する詳細な会計基準書（IFRS15号）が存在する • 工事契約 – 一定の要件を満たした場合、工事の進捗に応じて収益を認識する

9. 外貨建項目の換算

ドイツ基準では、長期項目の為替差益認識は禁止されている

日本基準	- 金銭債権債務の期末為替換算 - 外貨建て債権債務については決算時の為替相場による円換算額を付する。決算時における換算によって生じた換算差額は原則として当期の為替差損益として処理する
ドイツ基準	- 金銭債権債務の期末為替換算 - 一年以内に決済される債権債務は、期末日のスポットレートで換算替える（為替差益あるいは為替差損が認識される） - 一年超の長期債権債務は、期末日のスポットレートによる換算が含み損になる場合には為替差損を認識するが、含み益の場合には為替差益は認識しない。
IFRS	財政状態計算書の外貨建債権債務を機能通貨（企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨）に換算する場合、その財政状態計算書の日現在の決算日レートで換算。その結果生じる為替差額は、損益処理する。

10. その他（売上割引、仕入割引）

ドイツ基準では、売上割引及び仕入割引は、それぞれ売上高及び売上原価から控除する

「割引」とは、信用取引により発生した債権について、支払期日以前に支払があった場合に、当該支払期間の短縮を理由として支払額を減免すること。

日本基準

- 販売関連のインセンティブ
 - 売上値引：原則として売上から控除
 - 売上割引：営業外費用として処理（支払利息に準ずるものとして処理）
- 仕入関連のインセンティブ
 - 仕入値引・・・仕入高・購入原価から控除
 - 仕入割引・・・営業外収入として処理（受取利息に準ずるものとして処理）

ドイツ基準

- 販売関連のインセンティブ
 - 売上値引、売上割戻、**売上割引**・・・売上高から控除
- 仕入関連のインセンティブ
 - 仕入値引、仕入割戻、**仕入割引**・・・仕入高・購入原価から控除

IFRS

- ドイツ基準と同様

第二部

ドイツ会計基準のアップデート

EU会計指令のドイツ国内法化

国内法化による商法等の改正をBiIRUGと呼んでいる(Bilanzrichtlinie-Umsetzungsgesetz)



主な目的

- EU内の基準の均質化
- 中小企業の負担軽減

適用時期

2015年12月31日後に開始する事業年度から適用される

会社区分に関する変更は早期適用が可能

2013年12月31日後に開始する事業年度から適用することができる。早期適用する場合は会社区分に関する変更のみならず改正全体を適用する必要あり

早期適用をしない場合:
2015年12月31日後に開始する事業年度から適用

適用を開始した事業年度の注記には、適用により前年度との比較ができないこと、そして変更による売上高の差額を開示しなければならない。

決算書

作成免除規定（親会社がEU内にある子会社に適用）（§264 Abs. 3 HGB）

第1項
変更なし

➤ 親会社の承認が必要

第2項
新規定

➤ 親会社が、期末日までに子会社において発生した債務につき次年度以降に補償すること

第3項
明白化された

➤ 親会社の連結財務諸表がドイツ基準またはEUにおけるIFRSにより作成され、監査を受けたこと

第4項
変更なし

➤ 免除規定を適用したことを親会社が連結財務諸表の注記にて開示する

第5項
変更された

➤ 子会社が1項の決議、2項の宣言、そして連結財務諸表を開示する

- 内部関係における補償でよい
- § 302 AktGによる損失補填義務（連結納税における損失移転契約にあるような）も該当する
- 実務上あまり変更はない
- 補償義務は1年間に限定することも可能

- すでに親会社が開示しており、電子官報において閲覧可能であれば新たに開示する必要はない

決算書

作成免除規定(§ 264 Abs. 3 HGB)

§ 264 Abs. 3 HGB			
負担軽減	GmbHなどの資本会社において決算書の作成、監査、開示義務が免除される		
適用の条件	第2項	第3項	第4項
変更点	親会社による補償義務	EU指令との適合性	開示
	- 決算日までの子会社で発生した義務につき補償する - 例えば: - 増資等 - コンフォートレター § 302 AktGによる補償が該当するとされており、実務上の変更はない	- 親会社の連結財務諸表は、EU指令に則って作成されたものであること - EU指令に則った監査を受けたものであること	- 内容 - 親会社の同意決議 - 補償義務宣言 - 連結財務諸表、連結状況報告書 - 監査意見 - 親会社がドイツ語もしくは英語にて開示、もしくは子会社が認定翻訳をつけて開示すれば子会社は開示義務から免除される

会社区分の基準値

§ 267 HGB

基準値の引き上げ (TEUR)

	小規模会社	中規模会社	大規模会社
総資産*	≤ 4.840 $\leq$ 6.000	≤ 19.250 $\leq$ 20.000	> 19.250 $>$ 20.000
売上高	≤ 9.680 $\leq$ 12.000	≤ 38.500 $\leq$ 40.000	> 38.500 $>$ 40.000

*§ 267 Abs. 4a HGB:

„総資産額とは、次の項目の合計額である。固定資産、流動資産、繰延勘定及び前払費用、繰延税金資産、年金債務相殺後の年金資産超過額“（今まで明文化されていなかったものが明文化された）

会社区分の変更は、基準値を2年継続して下回るまたは上回る場合に2年目から適用される

基準値の変更（連結義務）

§ 293 HGB

連結財務諸表作成義務の基準値の変更(TEUR)

	単純合算ベース	連結ベース
総資産額*	23.100 → 24.000	19.250 → 20.000
売上高	46.200 → 48.000	38.500 → 40.000

*総資産額の定義は、単体のものと同じ

会社区分の変更は、基準値を継続して2年下回るまたは上回る場合に2年目から適用される
(単体と同じ)

会社区分

§ 267a Abs. 3 HGB

ホールディング会社は極小会社とみなされない (→ 極小会社に適用される免除規定は適用されない)



損益計算書の科目の変更

特別損益の廃止 (§ 275 HGB Abs. 2 und 3 HGB)

§ 275 Abs. 2 HGB 総原価方式の科目	§ 275 Abs. 3 HGB 売上原価方式の科目
14. 経常損益	13. 経常損益
15. 特別収益	14. 特別収益
16. 特別費用	15. 特別費用
17. 特別損益	16. 特別損益
14. 利益にかかる税金費用	13. 利益にかかる税金費用
15. 税引後損益	14. 税引後損益
16. その他の税金費用	15. その他の税金費用
17. 当期利益/当期損失	16. 当期利益/当期損失

売上高の定義の変更

§ 277 Abs. 1 HGB

„製品と商品“ に代わり
„プロダクト(Produkte)“

売上高とは、プロダクトの売却や賃貸から生じる、もしくは役務提供から生じる収益で、値引や割引、付加価値税並びにその他の売上高に直接課される税金を控除したものである。

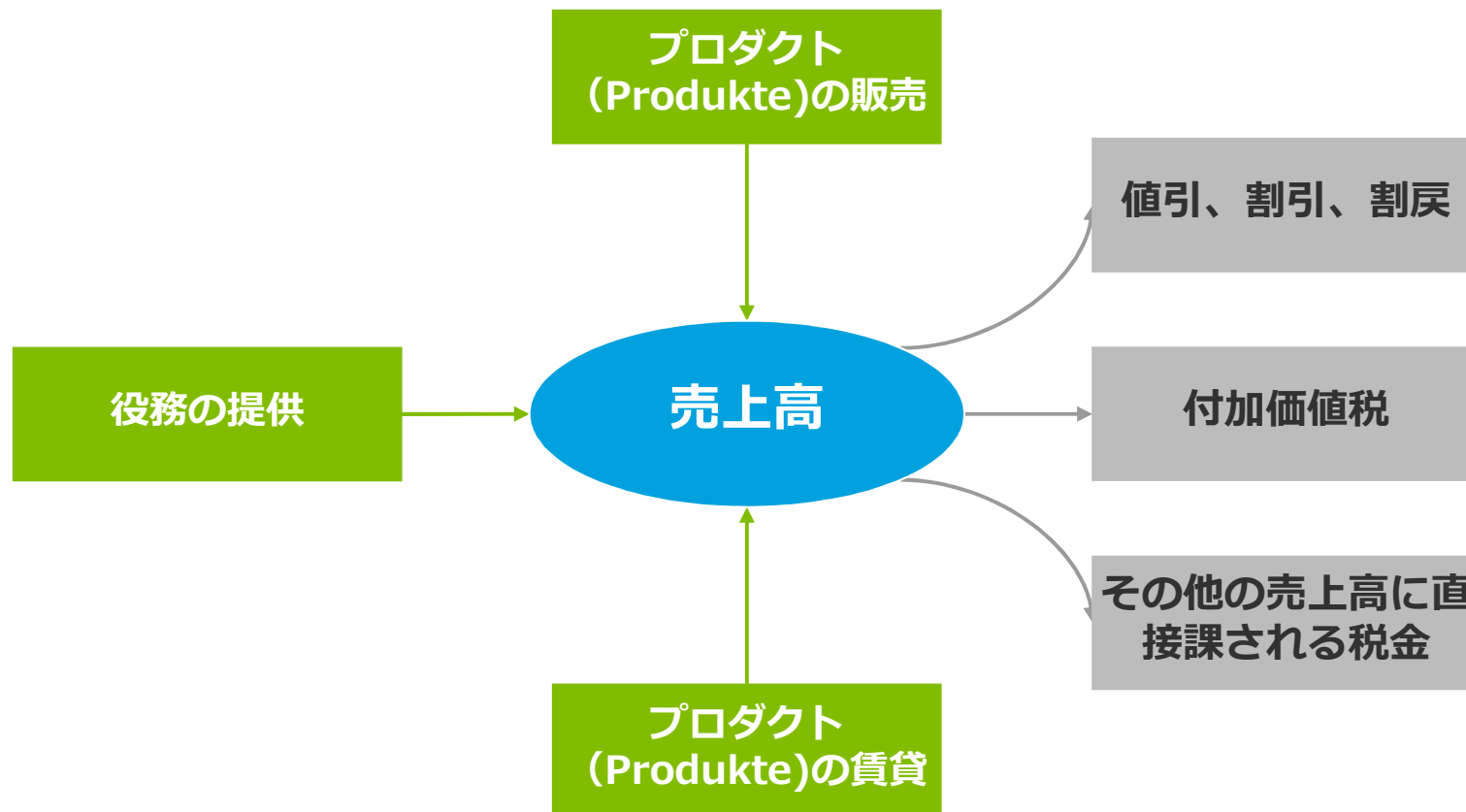
通常の営業との関連性がなくなった

売上高と関連する税金を差し引く

売上高の定義の変更

§ 277 Abs. 1 HGB

売上高の定義



売上高の定義の変更

§ 277 Abs. 1 HGB

収益

- 通常の営業から生じたものに限定しない
- 典型的な製品、商品や役務の提供から生じたものに限定しない

値引、割引、割戻などの控除項目

- 変更なし

付加価値税

- 変更なし

その他の売上高に直接課される税金

- 選択適用なし
- 使用にかかる税金（電力にかかる税金等）

売上高の定義の変更

§ 277 Abs. 1 HGB

BiIRUG適用後の売上高とその他の営業収益の例

売上高	その他の営業収益
賃貸収入 (例えば社宅の賃貸)	引当金の取崩益
従業員に対する販売 (例えば社員食堂の売上高)	貸倒引当金の取崩益
特許やライセンス、トレードマークから 生じる収益	固定資産売却益
人材派遣による収益	
原材料の売却による収益	
グループ内のチャージ (マネジメント フィー、ITサービスからの収益等)	

特別損益

§ 277 Abs. 4 HGB

特別損益項目の廃止

~~„特別利益“ と „特別損失“ には、通常の営業の範囲外で生じた利益もしくは損失を含める~~

注記による開示のみとなる (§ 285 Nr. 31 HGB):

特別に金額が大きく、特別な性質を有している利益もしくは損失のうち、重要性があるものについては、その金額と性質につき開示をする。

何をもって特別と定義するのか？

一般的な企業活動との関係性において判断する（金額と性質の2点において）

特別損益

§ 277 Abs. 4 HGB

例えば

- 合併による差額
- 事業の閉鎖、売却による収益/損失
- 債権者による債権放棄から生じる収益
- 企業再建から生じる利益
- リストラ費用
- 継続企業の前提が崩れたことから生じる収益
(評価方法を変えることによる)

その他の営業費用
または収益

解雇補償金 = 人件費

→ 人件費には、(労働の対価としての) 報酬の性質を持つ費用のみ開示する

特別損益

Exkurs: Art. 75 Abs. 5 EGHGB

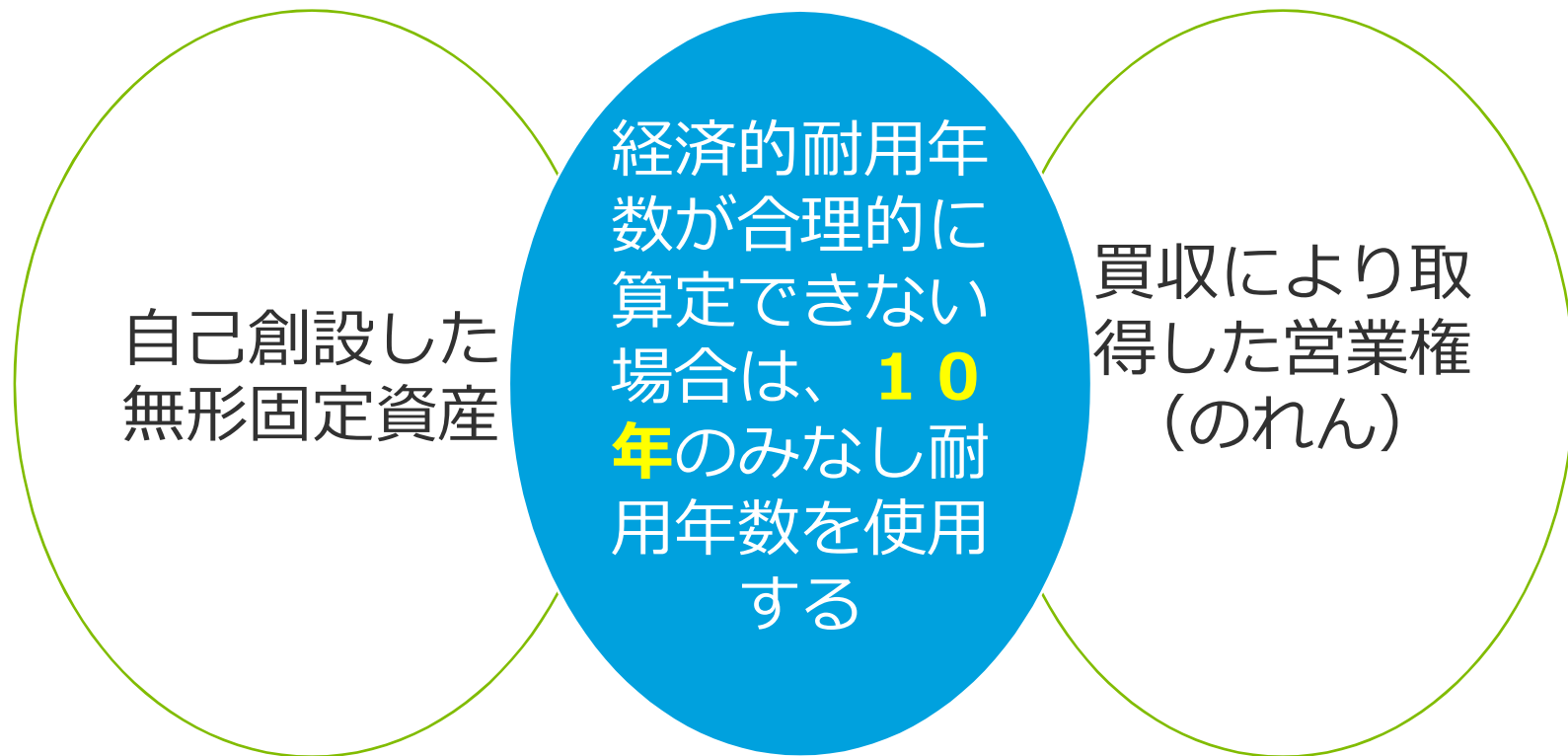


BilMoG導入時に発生した、例えば年金引当金の評価方法の変更から生じた差額など

無形固定資産の耐用年数

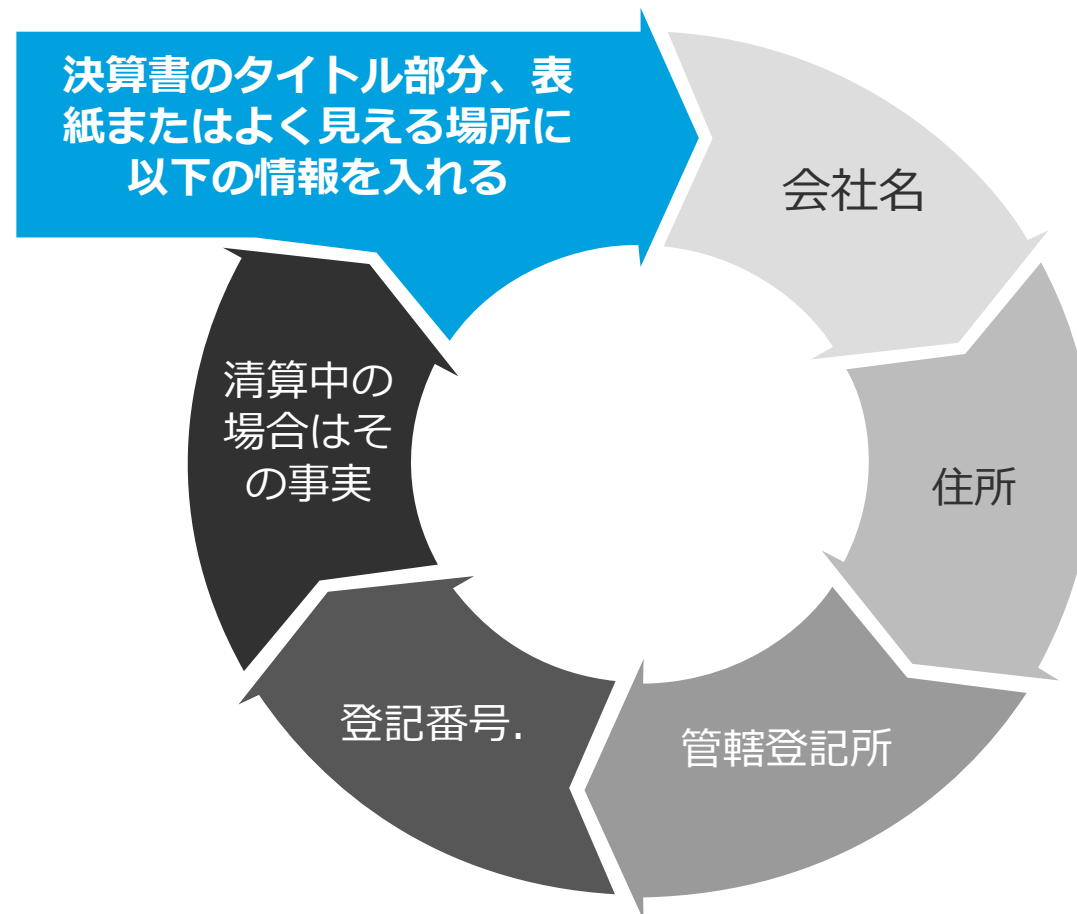
§ 253 Abs. 3 Satz 3 und 4 HGB

一定の資産についてはみなし耐用年数を使うことが認められた



開示

会社についての情報を開示する (§ 264 Abs. 1a HGB)



注記

§ 284 Abs. 1 und 2 HGB

為替換算

§ 284 Abs. 1 HGB

貸借対照表と損益計算書の各項目について、それぞれ**貸借対照表と損益計算書にある順番通りに記述**をする

§ 284 Abs. 2 Nr. 2 HGB a.F.

為替差損益の計算方法についての開示の**削除**

注記

§ 284 Abs. 3 HGB – 固定資産増減表

注記にて開示する

注記内の開示が義務化される（
中規模会社以上の会社において）

- 今までの選択適用（貸借対照表
上か注記にて開示）が廃止され
る

前年度の額

必要ではなくなるであろう

- しかし実務上では通常開示さ
れていることから影響はあま
りないと考えられる

減価償却費

累計額を表示する

- 今までも実務上はすでに実行さ
れていた

利息

固定資産の製造費用に利息費用
を入れた場合には固定資産のそ
れぞれのカテゴリーにつき金額
を開示する

- 新しい規則



注記

§ 285 HGB

その他の項目における変更点や追加点

Nr. 3a: その他の財務債務

- 総額の開示

- 総額のうち、従業員の退職給付等にかかる金額と関連会社に対する金額を別記する

旧Nr. 6 HGB: 所得に対する税金

- 経常損益に対する税金負担につき記述する

- 廃止された

Nr. 11/Nr. 11b: 投資資産

- 投資資産として保持している会社持分についての開示（例えば自己資本の額と前年度利益）

- 開示が必要となるのは持分所有を20%以上のものに限定されない
- 上場会社において: 5% 以上の議決権を保持している、すべての大規模会社について開示する

Nr. 13: 営業権

- 耐用年数につき記述

- 耐用年数が5年以上の場合に限定しない

注記

§ 285 HGB

その他の項目における変更点や追加点

Nr. 14 und 14a: 親会社情 報

- 連結最上位にあたる会社の名前と住所を開示する

- 最上位にあたる会社 (Nr. 14) と直接の親会社 (Nr. 14a) に分けて開示する
- 小規模会社の場合は一番上位にあたる会社のみ開示でよい

Nr. 30: 繰延税金

- 繰延税金につき一時差異の額と繰越欠損金の額、並びに実効税率を開示する

- 左に追加して
- 事業年度中の増減につき開示する

Nr. 31: 特別損益

- 特別損益について金額並びに内容を開示する

- 損益計算書の項目としては廃止される

Nr. 32: 過年度項目

- 過年度費用または収益について開示をする

- (商法内で条文が変わったのみ)

注記

§ 285 HGB

その他の項目における変更点や追加点

Nr. 33: 後発事象

- 後発事象の中で、貸借対照表と損益計算書に含まれておらず、重要性があるものにつき開示をする（内容、財務上の影響につき）

- 今までの状況報告書内の開示はなくなった
- 決算書にすでに織り込まれている事象については（例えば引当金という形で）開示をする必要なし

Nr. 34: 利益処分

- 利益処分についての提案もしくは決議

- 新しく決算書の構成部分となった
- 今までは開示についての条文により規定されていた

注記の免除規定

§ 288 Abs. 1 HGB

小規模会社に適用される新たな免除規定

免除される開示項目:*

§ 264c Abs. 2 S. 9 HGB	登記されている資本金の額に到達していない未入金額
§ 265 Abs. 4 S. 2 HGB	セグメント情報
§ 285 Nr. 8b HGB	売上原価法式を用いた場合の（総原価方式での）人件費の開示
§ 285 Nr. 10 HGB	マネジメントまたは監査役会のメンバーについての情報
§ 285 Nr. 11 HGB	他の企業への投資について
§ 285 Nr. 11a HGB	無限責任を負う株主が資本会社の場合、その名前、住所、会社形態
§ 285 Nr. 14 HGB	連結の一番上位にあたる究極の親会社の名前と住所、そしてその連結財務諸表がどこで閲覧可能かについての情報
§ 285 Nr. 14a HGB	直接の親会社の連結財務諸表がどこで閲覧可能かについての情報 (§ 288 Abs. 1 Nr. 3 HGB)

* すでに存在する免除規定に追加

注記の免除規定

§ 288 Abs. 1 HGB

小規模会社に適用される新たな免除規定（続き）

免除される開示項目：*

§ 285 Nr. 15 HGB	人的会社の場合：個人的に責任を負うパートナーの名前、住所、資本金の額
§ 285 Nr. 18 HGB	一定の財務固定資産（有価証券など）に関する開示
§ 285 Nr. 24 HGB	退職給付引当金の評価方法やパラメータについて
§ 285 Nr. 26 HGB	投資法に規定する投資資産を保有する場合その情報
§ 285 Nr. 27 HGB	偶発債務の発生可能性についてのリスクの検証
§ 285 Nr. 28 HGB	配当制限額の総額と内訳
§ 285 Nr. 30 HGB (新)	繰延税金資産負債の額並びに当期の金額の推移
§ 285 Nr. 34 HGB (新)	利益処分の提案または決議

* すでに存在する免除規定に追加

注記の追加規定

§ 288 Abs. 1 HGB

小規模会社において追加となった規定

追加規定:

§ 285 Nr. 3a HGB	オフバランスの債務につき金額の開示
§ 285 Nr. 7 HGB	その事業年度における平均従業員数
§ 285 Nr. 13 HGB	営業権の耐用年数についての説明

注記の免除、追加規定

§ 288 Abs. 2 HGB

中規模会社に適用される免除又は追加規定

免除される開示項目:*

§ 285 Nr. 32 HGB	過年度までの費用と収益についての開示
------------------	--------------------

追加の項目:

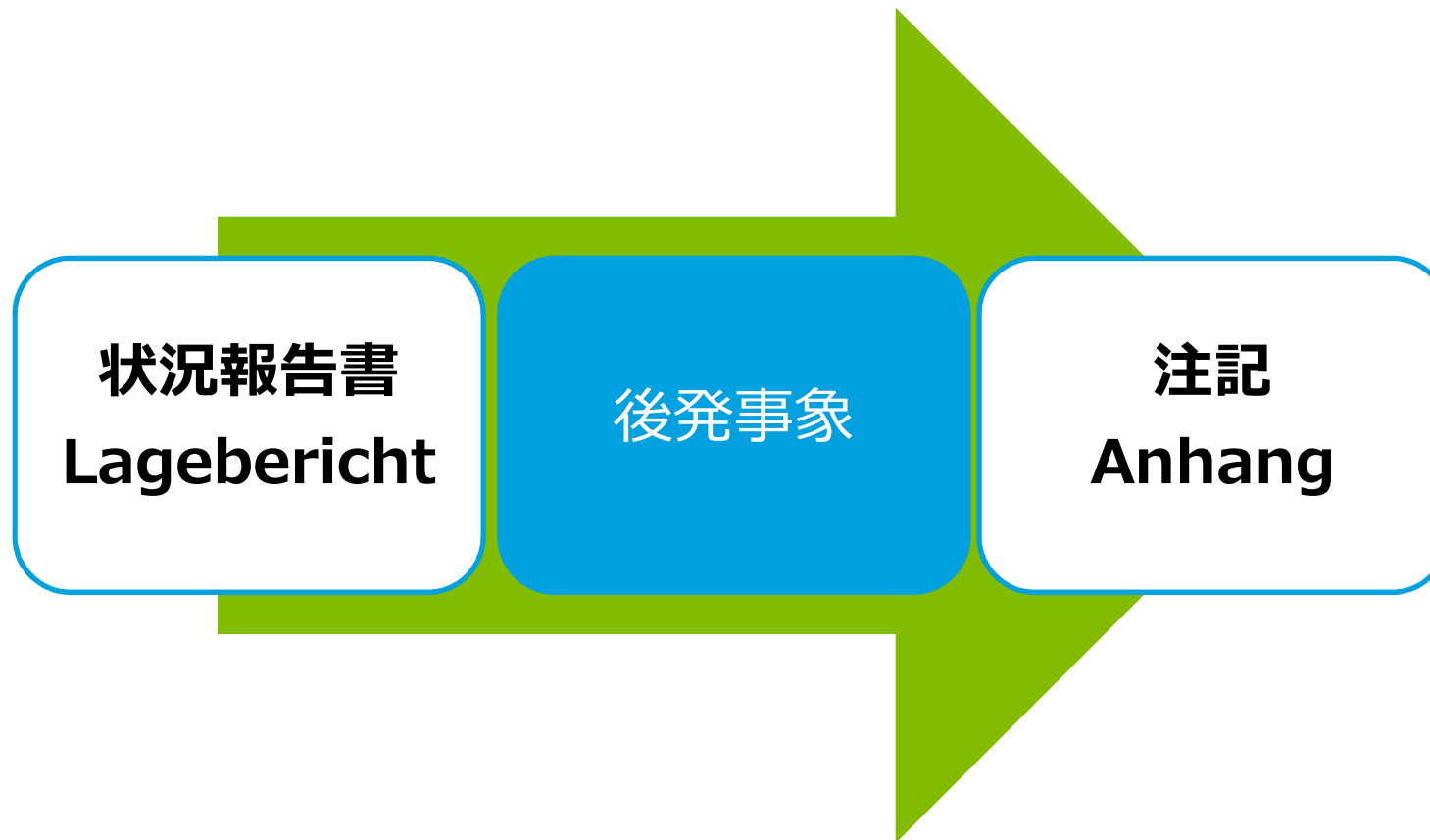
§ 285 Nr. 3 HGB	オフバランスの取引について重要性のあるものにつきリスクと利点につき開示
§ 285 Nr. 30 HGB (新)	繰延税金資産負債の額と当期における金額の推移

* すでに存在する免除規定に追加

注記

§ 289HGB

後発事象についての開示場所が状況報告書から注記へ変更された



開示

§ 325HGB

§ 325 Abs. 1

- Nr. 1: 承認された決算書、状況報告書並びに監査意見を開示する
- Nr. 2: 監査役会報告書と§ 161 AktGによるコーポレートガバナンスについての報告書を開示（上場会社のみ）
- ドイツ語にて
- 監査を終了し、もしくは決算の承認を終えてから開示をしなければならない

§ 325 Abs. 1a

- 事業年度終了から1年以内の開示する
- 上記Nr. 2の書類については免除規定あり
- 開示期間は、12か月以内（変更なし）
- 上記2項の書類は出来上がり次第開示をする

§ 325 Abs. 1b

- 決算書と状況報告書に変更があった場合には開示をしなければならない
- 利益処分の決議の開示
- 注記に、利益処分の提案のみが開示されている場合、決議の開示が必要となる

お問い合わせ先

Deloitte.

Deloitte GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
Franklinstr. 50,
60486 Frankfurt am Main
Deutschland

藤村伊津

ディレクター
公認会計士（独、米）
日系企業サービスグループ

Tel: +49 (0)69 75695 6482

ifujimura@deloitte.de
www.deloitte.com/de

Deloitte.

Deloitte GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
Rosenheimer Platz 4
81669 München
Deutschland

新庄和也

マネジャー
公認会計士（日）
日系企業サービスグループ

Tel: +49 (0)151 5807 0992

kashinjo@deloitte.de
www.deloitte.com/de

:

デロイト ドイツの概要

- 国内に5,000人以上の人員を有し、ドイツ全土に幅広く事務所（16拠点）を有するデロイトは、ドイツ最大のファイナンシャル アドバイザリー ファームのひとつ
- デロイト ドイツは、ドイツへの日系企業の進出に対応して1986年よりJSG（日系企業サービスグループ）を設置

デロイト・ドイツの主なサービス

- **Audit and Assurance**

- 会計監査
- 株式公開支援

- **Business Administration Services**

- 記帳代行サービス
- 給与計算代行サービス

- **Enterprise Risk Services**

- リスク マネジメント
- システム監査
- 情報セキュリティ
- 内部監査

- **Tax Services**

- 税務申告書の作成
- 国際税務コンサルティング
- 移転価格コンサルティング
- 付加価値税及び関税コンサルティング
- 組織再編コンサルティング
- グローバル・タックス・マネジメント
- 駐在員税務サービス

- **Consulting**

- 事業・戦略コンサルティング
- 組織・業務プロセス コンサルティング
- 情報システム コンサルティング
- 顧客関係管理 (CRM) コンサルティング
- サプライ・チェーン・マネジメント (SCM)
- 国際投資コンサルティング
- 人事コンサルティング

- **Financial Advisory Services**

- コーポレート・ファイナンス
- M&Aアドバイザリー
- デュー・デリジェンス
- 企業価値評価 (バリュエーション)
- 不正調査
- 企業再生・再編

- **Legal Services**

- 会社法コンサルティング (設立等含む)
- 労働法コンサルティング

免責事項

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（Deloitte GmbHを含むがこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また講演・セミナーで説明した、または配布資料に掲載した当法人の講演・セミナー内容や見解を、当法人の事前の承諾なくインターネットに掲載する等の行為もお控えください。講演・セミナーで講師等が説明、または補足をした背景事情や前提を知り得ない第三者が、そのようなインターネット上の掲載に基づき誤った判断をする等の懸念もあるため、発見した場合は必要に応じ、掲載の差し止めを含む必要な措置を取らせていただく場合もあります。



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/de/UeberUns for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, financial advisory and consulting services to public and private clients spanning multiple industries; legal advisory services in Germany are provided by Deloitte Legal. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte’s more than 225,000 professionals are committed to making an impact that matters.

This communication contains general information only not suitable for addressing the particular circumstances of any individual case and is not intended to be used as a basis for commercial decisions or decisions of any other kind. None of Deloitte GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft or Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte network”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. No entity in the Deloitte network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.